



中央図書館



さんさん館 総合チャイルドステーション



たつのこアリーナ



駒柴小学校

龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針

P2 ~ P8

市民活動に参加してポイントがもらえる、

龍ヶ崎市まちづくりポイント制度

P9 ~ P11

「龍ヶ崎のお宝の木」発行!

P12

2013.5
第7号

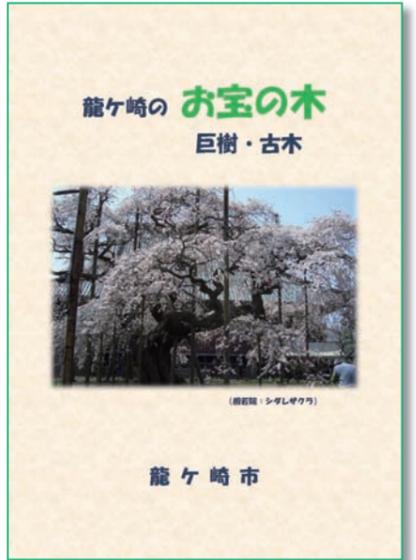
未^あ来^すへ



龍ヶ崎のお宝の木 発行!

この度発行した『龍ヶ崎のお宝の木 巨樹・古木』は、何世代にもわたって大切に守り育てられた巨樹・古木を龍ヶ崎市の文化遺産の一つとして後世に守り伝えたいとの願いから作成したものです。

この本は、編集作業に1年、実地調査には8年を要した労作です。編集、発行にあたっては、「行政提案型」の事業として、市の呼びかけに賛同し、結成した「お宝の木発掘委員会」が行いました。なお、「お宝の木」の由来は、“人が寄り添い” また “人に寄り添い” 時の流れを超えて生き続けた木々を「文化遺産」と考え、「お宝の木」と呼んだことによります。



お宝の木発掘委員会が探し出し掲載した木の種類

龍ヶ崎のお宝の木 巨樹・古木

スタジイ 【ブナ科イヌブナ属】

詳細マップ【龍ヶ崎地区】①
 樹高/15m 幹周り/420cm
 樹齢推定/400年
 場所/龍宮神社(龍町)

龍宮神社の大すくすく(しい) 樹
 龍宮神社は、龍ヶ崎市の歴史を物語るに重要な役割を果たしている。その中でも、大すくすく(しい) 樹は、龍宮神社のシンボルとして、多くの人々に愛されている。この樹は、龍宮神社の歴史とともに、龍ヶ崎市の歴史とともに、龍ヶ崎市の文化遺産として、後世に守り伝えたいとの願いから作成したものである。

「大きな木」

全体から溢れ出る気を感じる巨樹は、それだけで神々しく、見る者によりどころを与えてくれます。数百年にわたって人間はその時に応じ、養生をし、木々を育て、木々に育てられてきました。

「珍しい木」

なぜここにこの木が育っているのだろうと感じさせる木(誰かがどこかから持ってきて育て、この異郷の地でここまで大きく生育した木。これからも永遠に育ってほしいと願わずにいられません)。

「いわれのある木」

巨樹でなくても、珍しくなくてもいい。「なつかしく楽しい思い出」「哀しい思い出」「大昔から伝わる話などいわれやエピソードがある」、そんな木は人々に親しみを与え、温もりが感じられます。

龍ヶ崎のお宝の木 巨樹・古木

モミ・アカガシ 【アガノキ科】

詳細マップ【龍ヶ崎地区】②
 (モミ) 樹高/30m 幹周り/310cm
 (アカガシ) 樹高/30m 幹周り/370cm
 樹齢推定/400年
 場所/龍宮神社(龍町)

龍宮神社の本々たち 樹
 モミとアカガシは、龍ヶ崎市の歴史を物語るに重要な役割を果たしている。その中でも、モミとアカガシは、龍宮神社のシンボルとして、多くの人々に愛されている。この樹は、龍宮神社の歴史とともに、龍ヶ崎市の歴史とともに、龍ヶ崎市の文化遺産として、後世に守り伝えたいとの願いから作成したものである。

この本は、市役所、図書館、各地区コミュニティセンターほか市内の公共施設でご覧いただけます。また、1冊300円で市役所環境対策課で販売しています。詳しくは、環境対策課環境政策グループ(☎内線421)にお問い合わせください。

本市の最上位計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では、「市民活動日本一を目指したまちづくり」を重点施策の一つに位置付けており、その一環として協働事業提案制度を進めています。

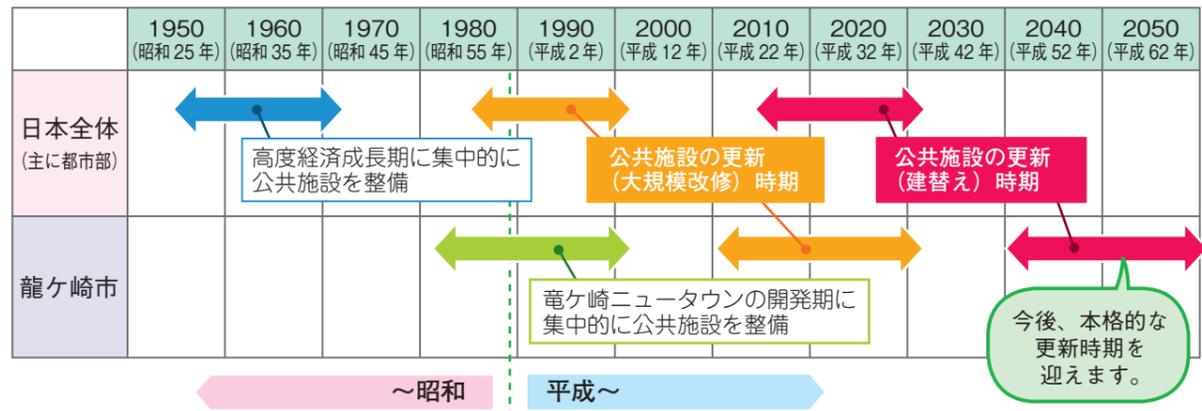
平成24年度の協働事業では、行政提案型として「NPO法人茨城県南生活者ネット」が市民活動センター運営事業を行いました。さらに市民の皆さんが自らが企画したものを市に提案する「市民提案型」事業として「小貝川・花とふれあいの輪」が小貝川、牛久沼流域の環境美化活動を、「龍ヶ崎市建築技能者組合」がみんなのふれあいセレモニーミニ上棟式を行いました。

2. 本市の公共施設の現状と課題

(1) 基本方針の目的

本市ではニュータウン開発や佐貫駅周辺開発などの市街地整備に合わせて、昭和50年代から平成10年代にかけて公共施設やインフラの多くを整備してきました。本市は、我が国全体の状況と比べると、公共施設の老朽化度は比較的低いものの、公共施設の更新問題を避けて通ることはできません。市民の共有財産である公共施設を効果的・効率的に活用することは、現世代の需要の充足と次世代にとっての重要な機能の確保につながり、持続可能な地域経営の基盤になるものと考えます。

このため、本市の公共施設の現状を明らかにするとともに、今後の管理運営や維持更新に関する基本的な考え方をまとめ、計画的・戦略的かつ組織的に公共施設の更新問題に取り組むことにより、公共施設が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設の全体最適化と財政運営を両立するという「第3のシナリオ」の実現を目指すこととします。



(2) 公共施設の総量

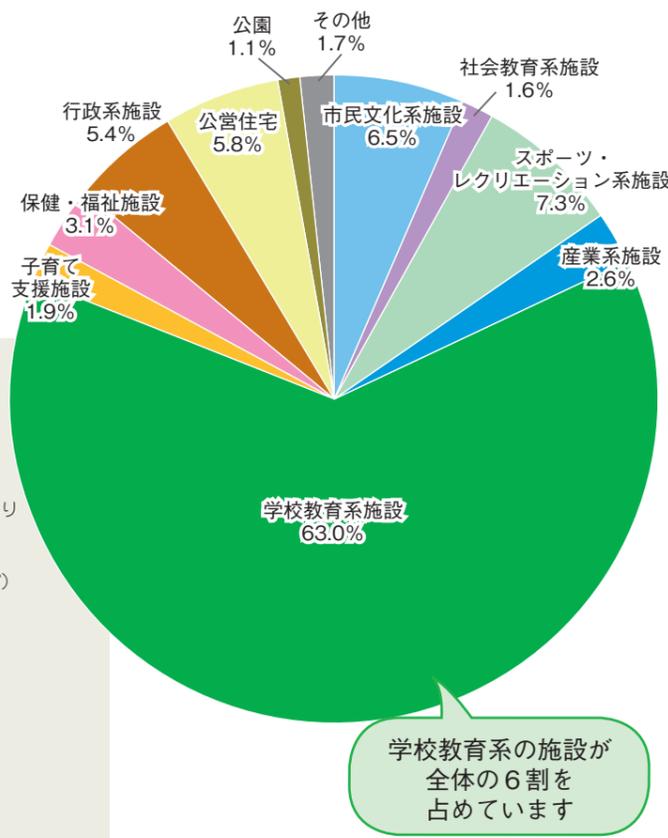
① 公共施設の用途別建物延床面積

本市が保有する公共施設の延床面積は、約19.7万㎡です。そのうち、小中学校などの学校教育系施設が全体の約6割(63.0%)、うち小学校35.5%、中学校25.5%、その他の教育施設2.0%)を占めています。

次いで延床面積が多い施設は、スポーツ・レクリエーション系施設(7.3%)、市民文化系施設(6.5%)、公営住宅(5.8%)、行政系施設(5.4%)の順となっています。

東京ドームの約4.2個分(東京ドーム46,755㎡)の延床面積を有する本市の公共施設は、平成23年度(2011年)延床面積197,164㎡です。

公共施設の建物面積の内訳



- 市民文化系施設 (文化会館・コミュニティセンターなど)
- 社会教育系施設 (歴史民俗資料館・中央図書館)
- 産業系施設 (農業公園豊作村・龍ヶ岡市民農園など)
- 学校教育系施設 (小学校・中学校・教育センターなど)
- 子育て支援施設 (保育所・さんさん館など)
- スポーツ・レクリエーション系施設 (総合運動公園など)
- 保健・福祉施設 (総合福祉センター・ひまわり園など)
- 行政系施設 (市役所庁舎・第二庁舎など)
- 公営住宅 (市営住宅)
- 公園 (管理棟・トイレなど)
- その他 (駐輪場・市営斎場など)

龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針

— 次世代へ適切なカタチで公共施設を引き継ぐために —



■問い合わせ：企画課行政改革推進グループ ☎内線 363

私たち市民の財産である公共施設が、老朽化により突然壊れて使えなくなったら？ 必要以上に保ち続けて市の財政が破綻したら？ 今、公共施設の老朽化が全国的な問題になっています。これは「公共施設の更新問題」と言われており、避けては通ることが出来ない困難な問題です。

「公共施設の更新問題」に対応するためには、市民の皆さんと一緒に考え、知恵を出し合いながら議論していくことが不可欠です。この議論の土俵とするために『龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針』を策定しました。本方針は、龍ヶ崎市の公共施設の現状と課題から問題を明らかにし、市の基本的な考え方を示したものです。

今から、計画的・戦略的に取り組むことができれば、現世代の要求を満たすだけでなく、次世代に適切なカタチで公共施設を引き継ぐことができます。公共施設の全体最適化と財政運営を両立し、市民の皆さんが安心して日常生活を送れるよう全庁一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 基本方針策定の背景

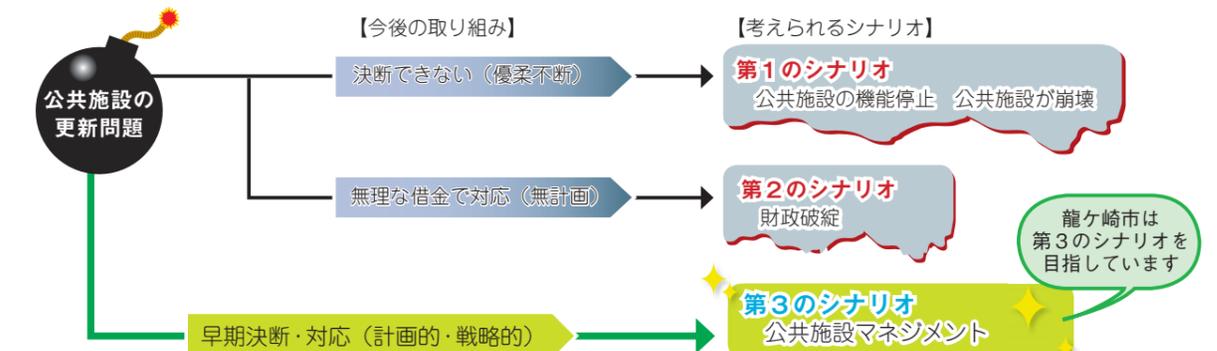
公共施設の更新問題とは

我が国では、高度経済成長期に公共施設(ハコモノ)などを一斉に整備してきました。このため、一斉に建てられた公共施設は、一斉に更新時期を迎えることとなります。反面、厳しい財政状況下における更新費用の確保や、社会経済情勢の変化により公共施設が担う役割の見直しなど、質量両面から公共施設全体のあり方を見直す必要があります。これらを一体的に解決しなければ、公共施設(ハコモノ)は物質的・機能的に朽ちてしまうことが予測されており、「公共施設の更新問題」と言われています。この公共施設の更新問題は、どこの自治体でも必ず起こる性質のものであるため、「ハコモノは時限爆弾」とも称され、自治体共通の課題となっています。



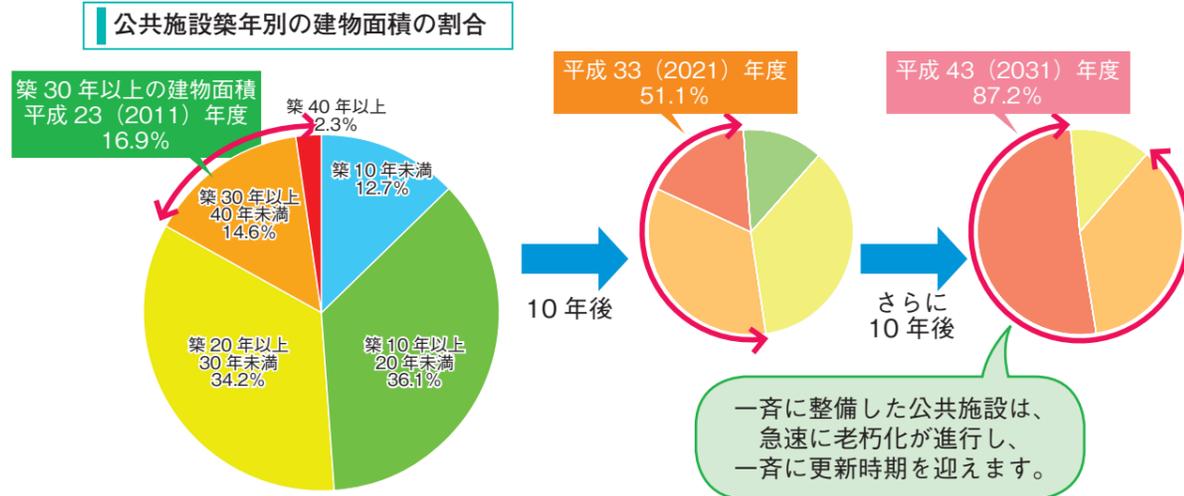
公共施設の更新問題は避けられない問題であるため、早めの対策が必要!!

*公共施設は、市役所・小中学校・コミュニティセンター・図書館などであり「ハコモノ」と称する場合もあります。



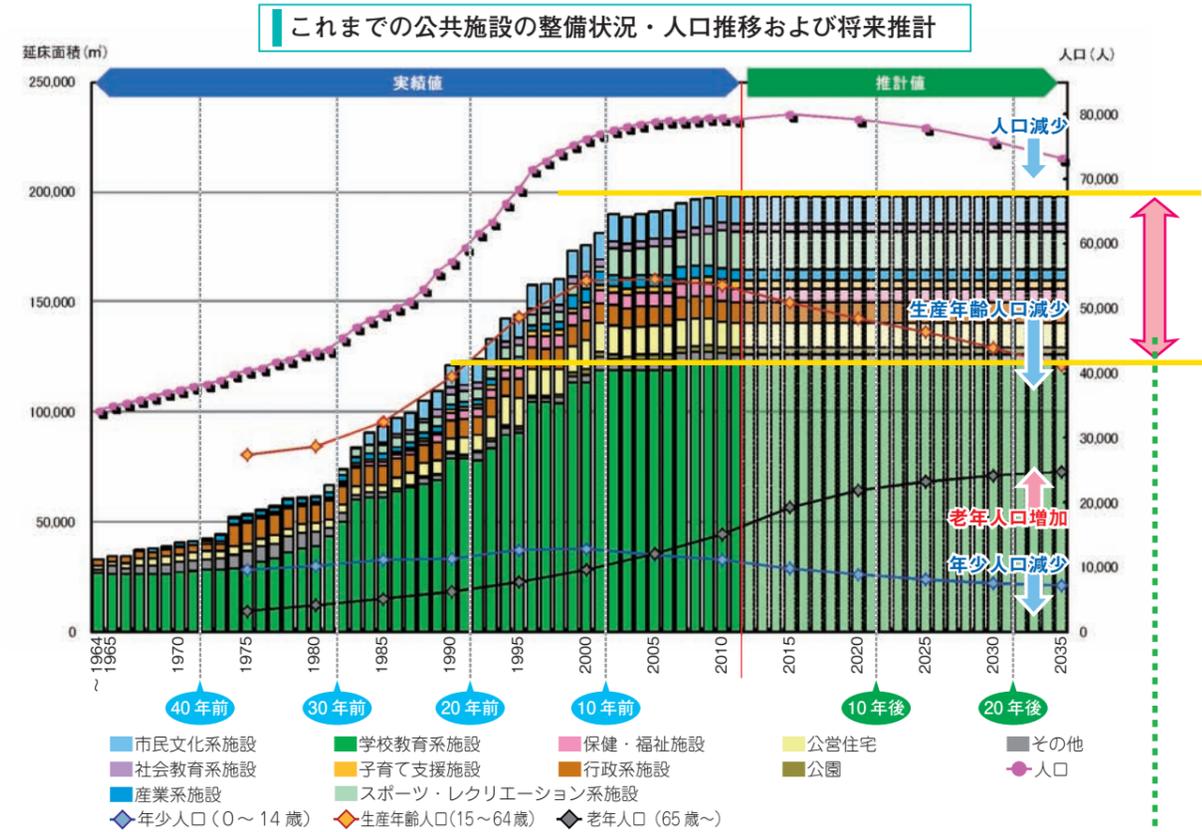
③公共施設築年別の建物面積の割合

築30年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われていますが、本市の公共施設で築30年を超える施設は全体の約2割です。これが10年後には全体の約5割に達し、20年後には約9割を占める見込みとなり、今後急速に老朽化が進みます。



(3) 需要動向

人口減少および少子高齢化の進行に加え、年齢階層別の人口数・その割合が変化することで、公共施設として必要な規模の変化が予測されます。また、人口動態や社会経済情勢の変化に伴うライフスタイルおよび価値観の変化などにより、公共施設に対するニーズの複雑多様化が予測されます。今後は、公共施設に求められる規模、役割・機能の見直しなど公共施設全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。



① 2035年の生産年齢人口は1990年とほぼ同じ

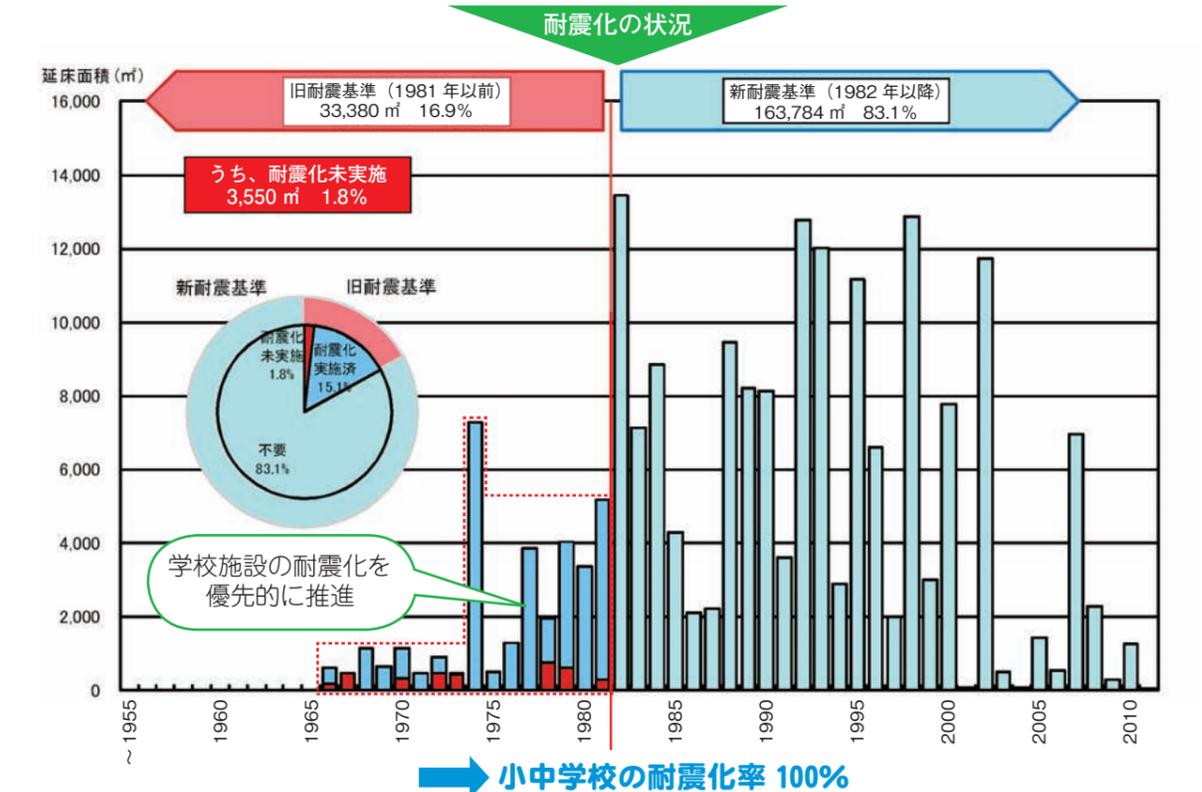
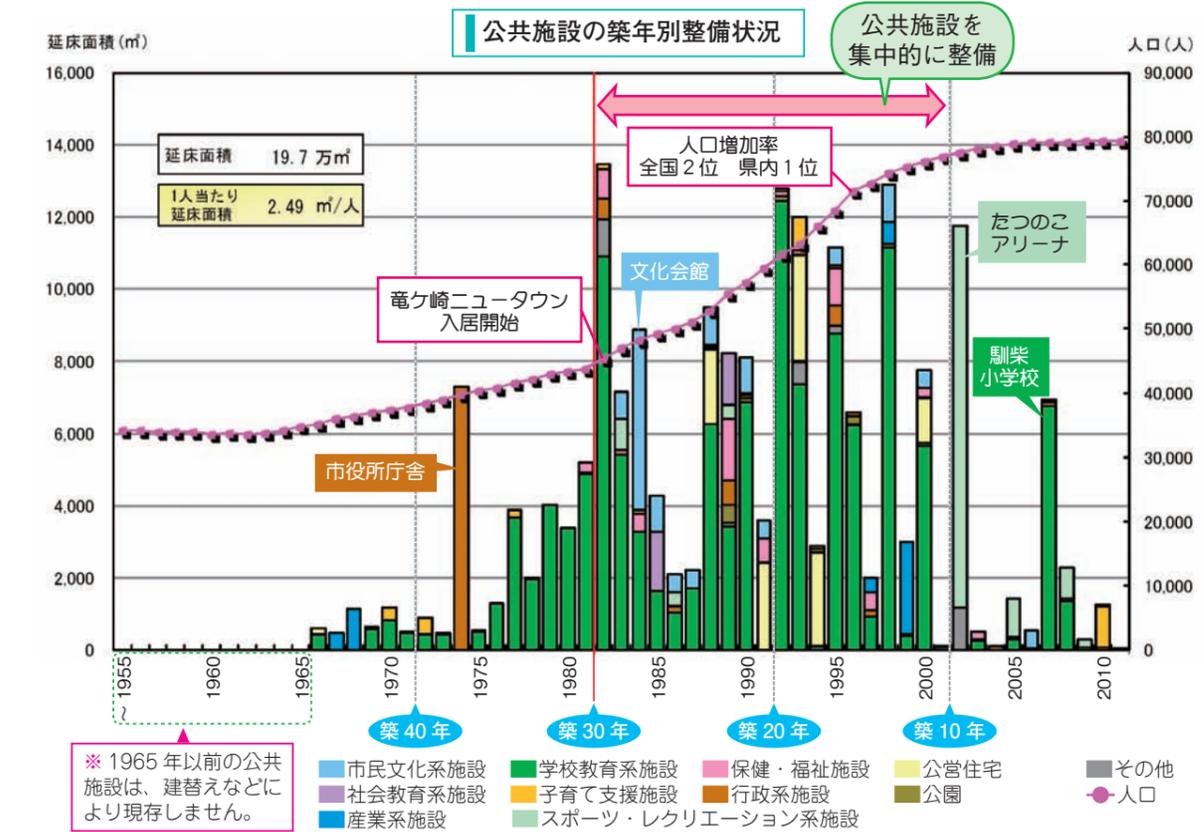
② 公共施設の面積は12.3万㎡(1990年)より7.4万㎡も多い

→ 現有する公共施設を現在より少ない生産年齢人口で維持することは可能?

②公共施設の築年別整備状況および耐震化の状況

本市は、新市街地の開発により人口が急増した昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、小中学校をはじめとする公共施設を集中的に整備してきました。

耐震化の状況は、学校施設の耐震化を優先的に推進した結果、小中学校全19校の耐震化が完了しています。耐震補強が必要な公共施設はわずか3,550㎡(1.8%)となっています。



4. 基本方針

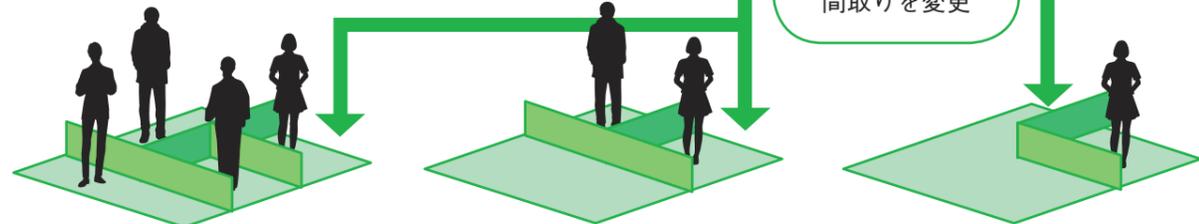
(1) 総量の削減 (目標は40年後に延床面積3割削減)

更新費用の推計結果から明らかなように、40年後に維持できる公共施設は、現在の7割程度(直近5年平均公共施設投資的経費10.9億円÷年更新費用の試算16.6億円)、さらに道路や下水道などのインフラの更新費用を加味すると、40年後に維持できる公共施設はますます少なくなります。そのうえ、今後の生産年齢人口の減少による税収減、および少子高齢化による社会保障関係費の増加などの財政運営上のマイナス要因を考慮すると、これまでと同水準の投資的経費を維持することさえ難しいことが予想されます。

しかし、単に公共施設を削減すると、必要性の高いサービスすら維持できないことになりかねないため、本方針では、必要性の高い公共サービスを今後も維持するため、効果的・効率的な管理運営や施設の長寿命化の取り組みを推進して3割の削減量を目指します。

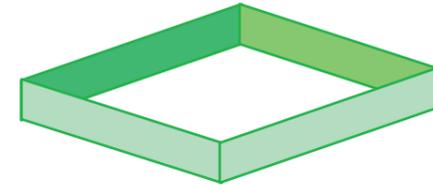
- ①多機能化・複合化の推進(一つの公共施設で二つ以上の機能付加)
- ②優先順位の設定(統廃合の基準に基づき、対象施設の優先順位付け)
- ③官民連携(PFI※、民間施設の活用)の推進
- ④建替え時の見直し(建替えの際は、スケルトン・インフィル方式を基本)
- ⑤新設の抑制(ただし、政策的に新設が必要な場合、総量規制の範囲内で検討)
- ⑥広域連携の推進(複数の自治体で公共施設の機能を補完)
- ⑦資産の圧縮(施設や用地の売却により建替えなどの財源確保)

※PFI:「民間資金等を活用した社会資本整備」のことで、民間企業が主導し、その資金調達、経営管理などのノウハウを活用する社会資本整備の手法。



スケルトン・インフィルのイメージ図

スケルトン(構造体)



インフィル(間取り)

使用目的に応じて間取りを変更

(2) 既存施設の有効活用

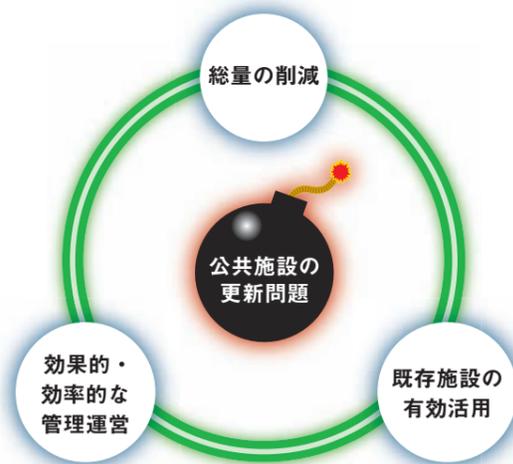
利用形態・運営形態の改善、新たな行政需要を踏まえた他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

(3) 効果的・効率的な管理運営

本市はこれまでファシリティマネジメント※の取り組みによる良好な管理と委託料の削減などで効果をあげてきました。今後は、さらに取り組みを強化するとともに、市民ニーズの充足に必要な運営に改めることが求められます。なお、災害発生時にも公共施設は重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化の観点も重要です。

- ①計画的な維持管理による長寿命化(予防保全)
- ②官民連携(指定管理者制度の導入)の推進
- ③使用料・手数料の見直し(受益者負担の適正化)
- ④防災対策の推進

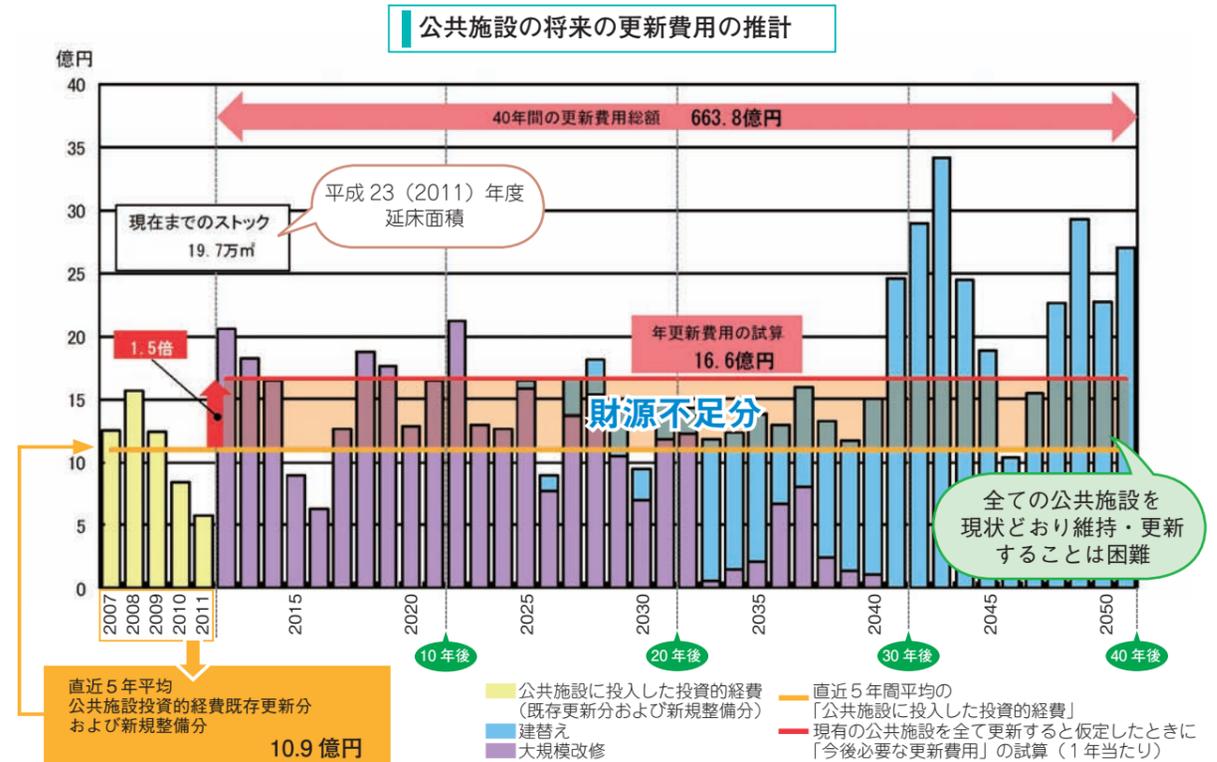
※ファシリティマネジメント:公共サービスの向上に努めながら、できうる限り少ない経費で、適切な施設の経営管理を行う手法(通称FM)。



(4) 公共施設の将来の更新費用の推計

今ある全ての公共施設を今後40年間維持するための更新費用は664億円程度であり、1年当たり16.6億円の経費が必要となります(現在の公共施設投資的経費※の1.5倍)。

※投資的経費:支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設などを整備するための経費。



公共施設は、耐用年数60年での更新を前提に、整備年度ごとの延床面積に更新単価を乗じることにより試算しています。

3. 基本的な考え方

(1) 基本方針のコンセプト

「現世代の需要を充足し、さらに、次世代へ適切なカタチで公共施設を引き継ぐこと」

公共施設を再編成するに当たっては、現世代の需要に応えつつ、必要性の高い機能を今後も確保する必要があります。

コンセプトの「カタチ」という言葉には、公共施設の機能、ありようという意味をあてました。公共施設は「ハコモノ」と言われますが、次世代には「ハコ」ではなく「カタチ」を引き継いでいくという思いを込めたものです。「ハコ」を持たずにサービスをいかに行っていか、残していく「ハコ」をいかに活用していくか、市民と協働し、専門的なノウハウや資金を有する民間事業者などを活用しながら、新しい「カタチ」を創造していくことを目指します。

(2) 基本方針の位置付け

本方針は、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第9条に基づき、本市の公共施設の管理指針に位置付けるものです。

(3) 対象施設

84施設
(本市が保有する公共施設のうち、延床面積がおおむね100㎡以上の公共施設)

(4) 計画期間

平成24(2012)年度から平成63(2051)年度までの40年間
(公共施設の耐用年数は数十年であり、長期的な視点が必要なため。ただし、社会経済情勢などの変化に対応するため、原則5年ごとに見直し)

市民活動に参加してポイントがもらえる 龍ヶ崎市まちづくりポイント制度

市民活動 日本一のまちへ Go!



龍ヶ崎市市民活動推進キャラクター「龍ヶ崎はじめ」

■問い合わせ：市民協働課市民協働推進グループ内線 437・439

市内では、多方面にわたる分野で市民活動が活発に行われており、多くの方が活動に参加されています。

市内における市民活動

例えば、市民活動に参加したり、市のイベントに参加するとポイントがもらえる制度です。そうするためのポイント券を、市の物産品や公共施設の利用券と交換したり、市民活動団体にポイントを寄付してその活動を支援するなど、市民活動への参加と換価価値のあるポイントの付与を関連付けることにより、市民活動をより一層活性化させようとする仕組みを検討しています。

まちづくりポイント制度とは

本市では「市民活動（※1）日本一を目指したまちづくり」を重点施策として位置付け、市民活動の支援のほか、活動の輪を広げていく取り組みを進めています。市内においては、市民活動が既に活発に行われていますが、その一方で、「市民活動に参加したいけど、きっかけがない」「どのような団体があって、どのような活動をしているのかわからない」という方もいらっしゃると思います。また、市民活動団体からは「活動に参加してくれるメンバー（人材）の確保が難しい」との声も聞かれます。

「龍ヶ崎市まちづくりポイント制度」（以下、「ポイント制度」という）は、より多くの市民の方に、気軽に市民活動に参加していただけるようなきっかけとして、来年1月のスタートを目指し、現在検討を行っています。

市民活動に参加する人の輪が広がり、活動が活発に行われることで、「人が元気 まちも元気 自慢しなくなるふるさと 龍ヶ崎」の実現を目指します。市民の皆さんのご意見をお寄せください。

このような市民活動を支援するため、市は、市民活動団体の活動の拠点としての「市民活動センター」の運営や、公用車貸し出し制度・協働事業提案制度の運用などを行うとともに、市民活動フェアの開催や市広報紙に活動内容を掲載することによる、活動紹介やPRを行ってききました。

既に活動されている場合でも、参加するメンバーや活動資金が不足しているといった課題を抱えている現状もあります。

「どんな活動があるのかわからない」など、市民活動への第一歩が踏み出せない方もまだまだ多いこと、



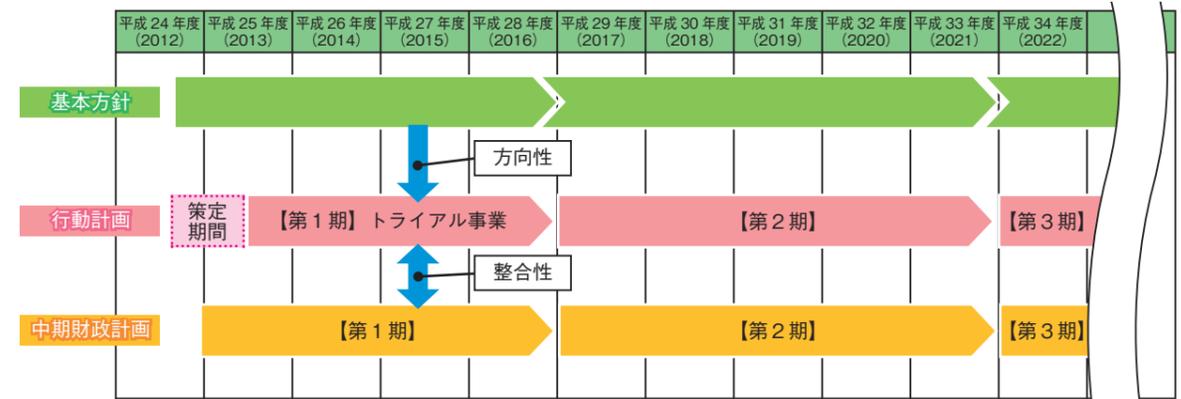
市民活動フェアの様相
(会場：ショッピングセンターサブラ)

※1 市民活動とは：市民の自由で自発的な意思に基づき自立的に行われる、公共の利益（市民の利益）に貢献する活動。
（「市民協働推進の指針」より）

5. 公共施設再編成を推進するために

(1) 行動計画の策定

個別の公共施設の見直しは、行動計画において定めます。行動計画は、持続可能な地域経営の観点から、中期的な期間において、主に老朽化が進む公共施設の統廃合や建替えを含む適正な機能の確保および効率的な管理運営を実現するための計画とします。第1期の行動計画は「トライアル事業」と位置付け、具体的手法の検証およびその有効性を確認します。トライアル事業の検証結果を踏まえ、第2期以降の行動計画では、見直し基準による優先順位に沿った計画を策定します。



(2) 再編成を行う公共施設の優先順位の設定

再編成を行う施設の建替え、大規模改修、統廃合の分類および適用時期の優先順位の基準を設定します。基準の設定にあたっては、施設の老朽化などの物理的状況や稼働状況・コストなどを考慮します。さらに、公共施設に求められる必要な機能・今後の需要動向についての分析を行います。また、無作為抽出による市民アンケートを実施し、地域防災計画についても考慮します。

(3) 推進体制の整備

PDCA サイクル※による本方針の進行管理を行うとともに、外部識者による専門的視点や市民の視点による納得性の高い評価を行います。さらに、修繕計画などの情報を一元的に管理する体制を整備します。また、公共施設に関する情報を積極的に公表し、市民参画による意見交換の仕組みを構築します。

※ PDCA サイクル：マネジメント手法の一種で、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「点検」(Check)、「改善」(Action)のプロセスを順に実施することで業務を継続的に改善すること。

(4) 中期財政計画※との整合

ライフサイクルコストの試算、財政負担の平準化、財源確保の見直しなどを勘案した優先順位に基づく計画的な改修・更新を基本に、中期財政計画との整合性に留意して行動計画に反映します。また、更新費用の財源となる基金の積み立て、借金である起債の抑制に努めます。

※ 中期財政計画：持続可能な財政基盤の構築のため、財政運営目標の達成に必要な取り組みを定めた計画（計画期間：平成25年度から28年度）。

市公式サイトでは、より詳しい情報や、分かりやすく解説した「マンガ版・公共施設再編成の取組」を公開しています。ぜひご覧ください。

URL = <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/sisetu-saihensei>

また、公共施設再編成のシンポジウムを8月10日（土）午後15時から文化会館で行う予定です。詳しくは、『りゅうほー』6月後半号でお知らせします。



龍ヶ崎市まちづくりポイント制度

制度イメージ

1. 市民活動や講座・講演会などへの参加

※市民活動の一例



P ポイントシールをもらう

2. ポイント獲得 (ためる)

ポイント通帳 (台紙)



規定数のポイント数になったら

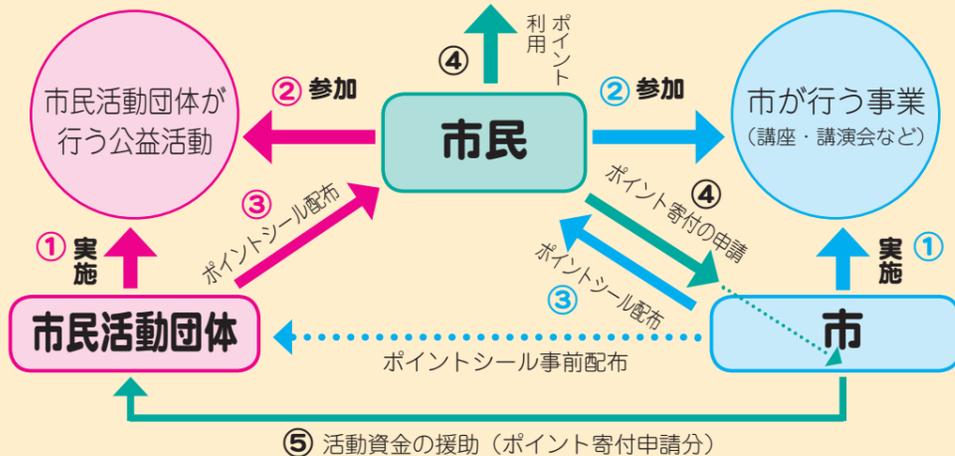
3. ポイント交換 (使う)



市民活動でポイントがもらえるぞー！

実施イメージ

・市の物産品・コミュニティバス回数券
・公共施設の利用料など



市民活動へなぜポイントが必要なの？

背景や課題

- ① 市民活動はしたいが、何をどうしたらいいのかわからない。
- ② 市民活動する仲間が見つからない、メンバー確保が困難である。
- ③ 埋もれた人材がいるのに生かされていない。
- ④ 市民活動について関心が低い。
- ⑤ 市民活動を継続するための資金の確保が難しい。

期待される効果

- ① 市民活動へ参加するきっかけづくり。
(参加者の増加)
- ② 市民活動参加への楽しみや張り合い。
(継続的な参加)
- ③ 新たな人材の発掘による活動の広がり。
(活動規模の拡大)
- ④ まちづくりの主人公としての意識形成。
(市民活動への関心)
- ⑤ ポイントの寄付による活動費の支援。
(活動費の確保・活動の継続)

目指すまちの姿

市民一人ひとりがまちづくりの担い手として意識を持って行動し、他に誇れる活発な市民活動により、まちが支えられています。

取り組みに至る経緯

本市のまちづくりの最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」(以下、「戦略プラン」という)の策定にあたっては、公募の市民委員や流通経済大学生、市職員からなる「総合計画策定市民会議(当時)」を組織し、当市のまちづくりに関してさまざまな角度から議論を交わし、提言書にまとめあげました。提言書の中で、ポイント制度構築による市民活動の活性化が提案され、戦略プランにお

ポイントの対象活動となるもの

ポイントの対象となる活動は、市民活動団体・NPO法人などが主催する活動や、戦略プランにおける主要事業に関する活動、あるいは、市

いても優先プロジェクトの一つとして反映されています。平成24年度には公募の市民を交えたワーキンググループ会議を設け、制度の具体的な内容についての協議をしてきました。

ポイント制度に参加できる方

市内に在住、在勤、在学の方。



ポイント対象活動の募集

市民活動団体やNPO法人などの活動を対象に、ポイント付与対象活動を募集したいと考えています。応募があった活動は、その活動がポイント制度の趣旨や目的に合っているかなどを、市民を交えた「(仮称)まちづくりポイント審査会」で審議の上で決定する予定です。「参加者をもっと増やしたい」「活動範囲を広げたい」「みんなに活動を知ってもらいたい」などさまざまな課題を抱えていると思いますが、課題解決の一助として、また活動の活性化策として、まちづくりポイント制度をご利用いただければと考えます。



公共施設の里親制度を利用した環境美化活動(場所: 平台第1児童公園)